

第35回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年6月18日
 告示番号 第14号
 会議年月日 令和6年6月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋
 局長補佐 佐藤 正浩
 局長補佐 浅岡 栄嗣
 主任主査 金野 亨

本日の案件 第35回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時37分

議長	本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第35回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に5番 佐藤 繁 委員、6番 菅原 吉昭 委員を指名いたします。 書記には、浅岡 局長補佐、金野 主任主査 を指名いたします。
議長	審議に入ります。 「報告第84号 農地専門委員会の報告について」を議題といたします。 佐藤 繁 農地専門委員会委員長に報告を求めます。 第7回農地専門委員会の協議結果について概要を報告いたします。 開催日時は、令和6年6月19日、水曜日、10時から10時40分ま
佐藤繁農地専門委員長	

で行いました。

開催場所は、一関市役所川崎支所 2 階多目的室です。

出席者は、農地専門委員10名、欠席 2 名でした。

事務局は、渡邊事務局長、佐藤事務局長補佐、佐川主査です。

4、議題 協議(1)令和 6 年度農地パトロール（利用状況調査）及び荒廃農地調査実施要領等についてです。

5、協議事項は、次の点について審議を行いました。

(1)令和 6 年度農地パトロール（利用状況調査）及び荒廃農地調査実施要領等については、各種資料により事務局の説明後に審議しました。その結果、原案のとおり実施することとしてよい旨、また、引き続き現地にたどり着けない場所への措置として「航空写真」の利用を可とする旨を確認しました。

併せて、農振農用地や基盤整備地が荒れている場合における判断等について共通理解を図り、また調査中における熊との遭遇の危険性についても話が出され注意喚起や緊急時の対応等について検討が必要であることを認識したところです。

以上報告いたします。

議 長

以上で「報告第 84 号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、「報告第 84 号」の質疑を終わります。

次に、「報告第 85 号 専決処分の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

2 ページをお開き願います。

報告第85号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第 3 条の 3 の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第 3 の 3 の規定に基づき報告するものです。

3 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第 8 条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第 1 号から 9 ページの第30号までの30件、28名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和 6 年 6 月14日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続により農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、

「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 85 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、「報告第 85 号」の質疑を終わります。

次に、「報告第 86 号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

10ページをお開き願います。

報告第86号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第3号までの3件3筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりであり、現状変更の理由につきましては、第1号は作業の効率化のための盛土、第2号は農業用施設の整備、第3号は畑から田への転換となっております。

なお、各地域の定例の現地確認において現地調査報告書のとおり、届出内容に問題がないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 86 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

議 長
20番

20番 遠藤 勝幸 委員

3番ですが、畑を田に転換するということですが、水田の開田

遠藤 勝幸 委員

というのは大型圃場整備を除いて、なかなか許可されないと思っておりますが、そのへんはOKでしょうか。

佐藤局長補佐

回答いたします。

田を作ること自体には法的には制限ございません。農地から農地ですので、農地法上は特に問題はないと考えております。

ただし、補助事業等の利用という点については新規を認めないものがあるようですので、これについては田にすることは可能ですが、補助事業利用が出来るかというのは別の話になります。それは、農政分野になります。

参考までですが田にしたいという理由は、畑にしていたがいろんな動物に食べられてしまう、獣害は、田でもありますが田のほうが比較的獣害にあいにくいという事だそうです。

以上です。

議 長

よろしいですね。

議 長

16番 及川 治雄 委員

16番

及川 治雄 委員

私も同じような質問でしたが、国の政策として水田を畑地化することに対してギャップを感じます。

畑地化にするということ、国のほうで進めている中で、地域の中で水利組合、土地改良区は入っているか分からないが、周囲の方々の理解や同意書などはもらっているのでしょうか。

佐藤局長補佐

特に同意書といったようなものは求めておりません。

国全体の政策としては、委員のおっしゃる通りだと思いますが、これは極めて個別な個人単位の農地の話ですので、地域全体に影響を及ぼすものとは考えておりません。

以上です。

16番

及川 治雄 委員

説明では理解出来ないところがあります。これは、個人のため池から水を引くと理解していいですか。それとも、水利組合、施設を利用して水を引くのか、そのへんはどういった状態になっているのでしょうか。

佐藤局長補佐

水利の状態については、確認できておりません。

ただし、既存の田んぼの一部の面積拡張ということ、

そういったことで、ご理解いただければと思います。

16番

及川 治雄 委員

例えば私のほうの水利組合とすれば、農業委員会に届出する前に地域のみなさんに打診をいただかないと、そういったことは出来ないです。

水利権の取得という、法律的なものはないにしても、地域の実情で267㎡水利の利用が増える。皆さんから了解をもらわない

と、勝手に田んぼにするということは地域の方々が許さないと思います。

そのへんの順序を踏んで、農業委員会のほうで指導しなければならぬのではと、私は思います。

これは差し戻しするべき案件で、水利施設を利用するのであれば、水利組合から同意書をもって、そのようにしていただきたい。個人のため池等を利用するのであれば、定かではないが問題ないと思うので、そのへんを検討していただきたいです。

事務局の回答をお願いします。

佐藤局長補佐

こちらは報告案件になりますので、差し戻しという形は難しいですが、地域の産業建設課で受け付けした段階で、地域事情も考慮したうえで受け付けていると判断しておりますので、この案件につきましては報告ということです。

今後につきましては、ご指摘のような点についても再検討させていただきます。

必ず同意書等の添付ということを義務付けられるかというのは、この場では回答いたしかねますので、それも含めて検討させていただきます。

16番
及川 治雄 委員

昨日今日とようやく雨が降りましたが、花巻の豊沢のほうなどで水が足りなくなると、非常に騒いでいます。

田んぼを増やすという事は水を必要とするので、勝手に報告だからいいという話ではないです。私はそう思います。

水利施設などを利用するのであれば、水利権が発生してくるはずなので、地域の水利組合の臨時総会、役員会などで水を引いていいと同意をもって、加入するために地域によって一反歩10万、15万かかるなど異なるが、ある場合ない場合があるので、そのへんも吟味して、これは報告だからいいという事ではなく差し戻して地域の方々、水利組合から同意をもらったうえで届出するのが妥当だと思います。

議 長
15番
千葉 綾雄 委員

15番 千葉 綾雄 委員

この件について補足いたします。

これは隣同士の田んぼと畑を交換したもので田植え上、角度がついていた田を直線にして効率良くし、働きやすくするという事です。

水利権の話が先ほどありましたが、その下の続きも全部作付けされており、私の地域で了解しておりますので問題はありせん。

16番
及川 治雄 委員
議 長

地域で了解していればいいです。

了解しましたね。
その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、「報告第 86 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 235 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

11 ページをお開き願います。

議案第 235 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請 1 件です。

第 1 号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が周辺の農地と一体で耕作管理するため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請 2 件です。

第 2 号と第 3 号については、譲渡人が同一人物で、労力不足により耕作管理できない状態にあることから、いずれの譲受人も経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

12 ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請 1 件です。

第 4 号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 10 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請 1 件です。

12 ページから 13 ページにかけての第 5 号については、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人の子であり後継者である譲受人に生前一括贈与により農地を譲ろうとするものです。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 235 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

17番
松岡 千賀子 委員

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和6年6月11日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 松岡、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、小野寺委員、事務局職員 金野主任主査、農政推進課職員 千葉主査で行いました。

報告内容、第1号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

報告は以上です。
ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

23番
鈴木 勝 委員

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年6月11日、火曜日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、小崎委員、支所職員 佐藤主任主事で行いました。

報告内容、第2号～第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

報告は以上です。
ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

8番
千田 幹雄 委員

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年6月11日、火曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 千田、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、渡邊委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

報告は以上です。
ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

12番
藤原 美喜男 委員

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年6月11日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委

員 小松委員、岩渕委員、菅原委員、支所職員 吉田係長、小野寺主任主事で行いました。

報告内容、第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第235号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第235号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第236号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

14ページをお開き願います。

議案第236号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請11件です。

第1号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第2号は、借受人が公共工事に係る一般車両及び工事車両の駐車場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

15ページをお開き願います。

第4号及び第5号は、同一事業で、譲受人が寺院の駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第6号は、譲受人が駐車場と資材置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

16ページをお開き願います。

第7号は、借受人が公共下水道工事に伴う臨時駐車場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

第9号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

17ページをお開き願います。

第10号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第11号は、借受人が公共工事に伴う臨時駐車場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第12号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、12件につきましては、農地転用許可基準から、転用する

議 長

17番
松岡 千賀子 委員

ことはやむを得ないと判断されるものです。

説明を終わります。

以上で「議案第 236 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請地は、J R 一ノ関駅から東に約 0.8 km の位置にあり、周囲は北側及び東側が市道及び宅地、西側が宅地、南側が用悪水路となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第 2 号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約 0.7 km の位置にあり、周囲は北側が市道、東側が道及び農地、西側が宅地、南側が市道となっている。

申請人が公共下水道工事に係る仮設駐車場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

第 3 号、申請地は、一関市役所から南西に約 2.2 km の位置にあり、周囲は北側が水路、東側が宅地、西側が宅地及び公衆用道路、南側が市道となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第 4 号、第 5 号、申請地は、一関市役所から北西に約 0.6 km の位置にあり、周囲は北側及び東側が宅地、西側が宅地及び用悪水路、南側が用悪水路となっている。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 6 号、申請地は、J R 山ノ目駅から南西に約 0.3 km の位置にあり、周囲は北側が農地及び宅地、東側が宅地及び農地、西側が宅地、南側が農地となっている。

申請人が駐車場及び資材置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺の農地に影響はない。

第7号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約 1.4 km の位置にあり、周囲は北側が農地、東側が市道、西側が宅地、南側が宅地及び山林となっている。

申請人が公共下水道工事に係る仮設駐車場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

第8号、申請地は、一関インターチェンジから西に約 4.7 km の位置にあり、周囲は北側、東側及び西側が農地、南側が市道となっている。

申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

第9号、申請地は、一関インターチェンジから南に約 0.8 km の位置にあり、周囲は北側が宅地、西側及び南側が市道、東側が用悪水路となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第10号、申請地は、一関インターチェンジから南に約 0.3 km の位置にあり、周囲は北側が宅地、東側及び南側が農地、西側が市道となっている。

申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第11号、申請地は、一関市役所から南西に約 5.3 km の位置にあり、周囲は北側が農地、東側、西側及び南側が市道となっている。

申請人が基盤整備事業工事に係る仮設駐車場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第12号、申請地は、JR千厩駅から北に約 1.9 km の位置にあり、周囲は北側が宅地、東側及び西側が農地、南側が農地及び公

議 長
8 番
千田 幹雄 委員

		<p>衆用道路となっている。</p> <p>申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 236 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第 236 号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第 237 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>18ページをお開き願います。</p> <p>議案第237号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、一関地域の 1 件です。</p> <p>第 1 号は、転用事業者が介護施設を整備するため令和 3 年10月 22日付で転用許可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などによる人材不足、利用ニーズの低迷が重なり、事業実施が難しい状況となったため、宅地分譲事業者に事業を承継し、事業計画も宅地分譲に変更するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で、「議案第 237 号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p>

「議案第 237 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 237 号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第 238 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

19ページをお開き願います。

議案第238号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

20ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が7件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が16件です。

最初に貸借権設定ですが、第1号から21ページ第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

第3号から23ページ第6号までの4件は、花泉地域に係る申請です。

24ページをお開き願います。

第7号は、千厩地域に係る申請です。

25ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号は、花泉地域に係る申請です。

26ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から35ページ第12号までの12件は、一関地域に係る申請です。

第13号は、花泉地域に係る申請です。

36ページをお開き願います。

第14号から第15号までの2件は、千厩地域に係る申請です。

37ページをお開き願います。

第16号は、東山地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基

本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、「議案第 238 号」の説明を終わります。

なお、「農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）」第 14 号については、8 番 千田 幹雄 委員が第 16 号については、7 番 佐藤 想司 委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 238 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を「農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）」第 14 号および第 16 号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。

よって「議案第 238 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を「農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）」第 14 号および第 16 号を除き可と決します。

議 長 次に、「農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）」第 14 号について審議いたします。

千田 幹雄 委員は退室願います。

(午後 2 時 20 分 退室)

議 長 審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 238 号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式)] 第 14 号について、可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。

よって、「農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）」第 14 号を可と決します。

千田 幹雄 委員は入室願います。

(午後 2 時 21 分 入室)

議	長	千田 幹雄 委員に申し上げます。 「議案第 238 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第 14 号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第 238 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第 16 号について審議いたします。 佐藤 想司 委員は退室願います。 (午後 2 時 23 分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第 238 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第 16 号について、可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第 238 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第 16 号を可と決します。 佐藤 想司 委員は入室願います。 (午後 2 時 24 分 入室)
議	長	佐藤 想司 委員に申し上げます。 「議案第 238 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第 16 号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第 239 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		38ページをお開き願います。 議案第239号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。 39ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、貸借の移転が1件です。 第1号は、室根地域に係る申請です。 申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の

		結果十分満たしております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第 239 号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 239 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 239 号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第 240 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		40ページをお開き願います。
		議案第240号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は、一関地域に係る3件です。
		いずれの土地も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第 240 号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
		一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
17番		一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
松岡 千賀子 委員		現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第1号、申請地は、一関市役所から西に約 1.3 kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東及び西側が宅地、南側は道となってい

る。

昭和 46 年頃から住宅を建築し宅地として利用しており、既に農地性は失われている。

第 2 号、申請地は、JR 一ノ関駅から東に約 2.8 km の位置にあり、周囲は北側、東側及び南側が宅地、西側が農地となっている。

昭和 57 年頃に隣接地に店舗兼居宅を建築した際に、駐車場として整備しており、既に農地性は失われている。

第 3 号、申請地は、一関市役所から南西に約 3.0 km の位置にあり、周囲は北及び南側が農地、東側が水路、西側が用悪水路となっている。

平成 8 年頃から住宅及び作業場を建築し宅地として利用しており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 240 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 240 号」を可と決します。

次に、「議案第 241 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

41 ページをお開き願います。

議案第 241 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。

土地改良法第 3 条第 2 項前段及び同法施行規則第 4 条第 1 項の規定により申出があったので、同法施行令第 1 条の 5 の規定に基づいて承認を求めるものです。

42 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、室根地域の 1 件です。

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

佐藤局長補佐

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 241 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第 241 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 241 号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議を終了いたしました。

第 35 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 31 分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員